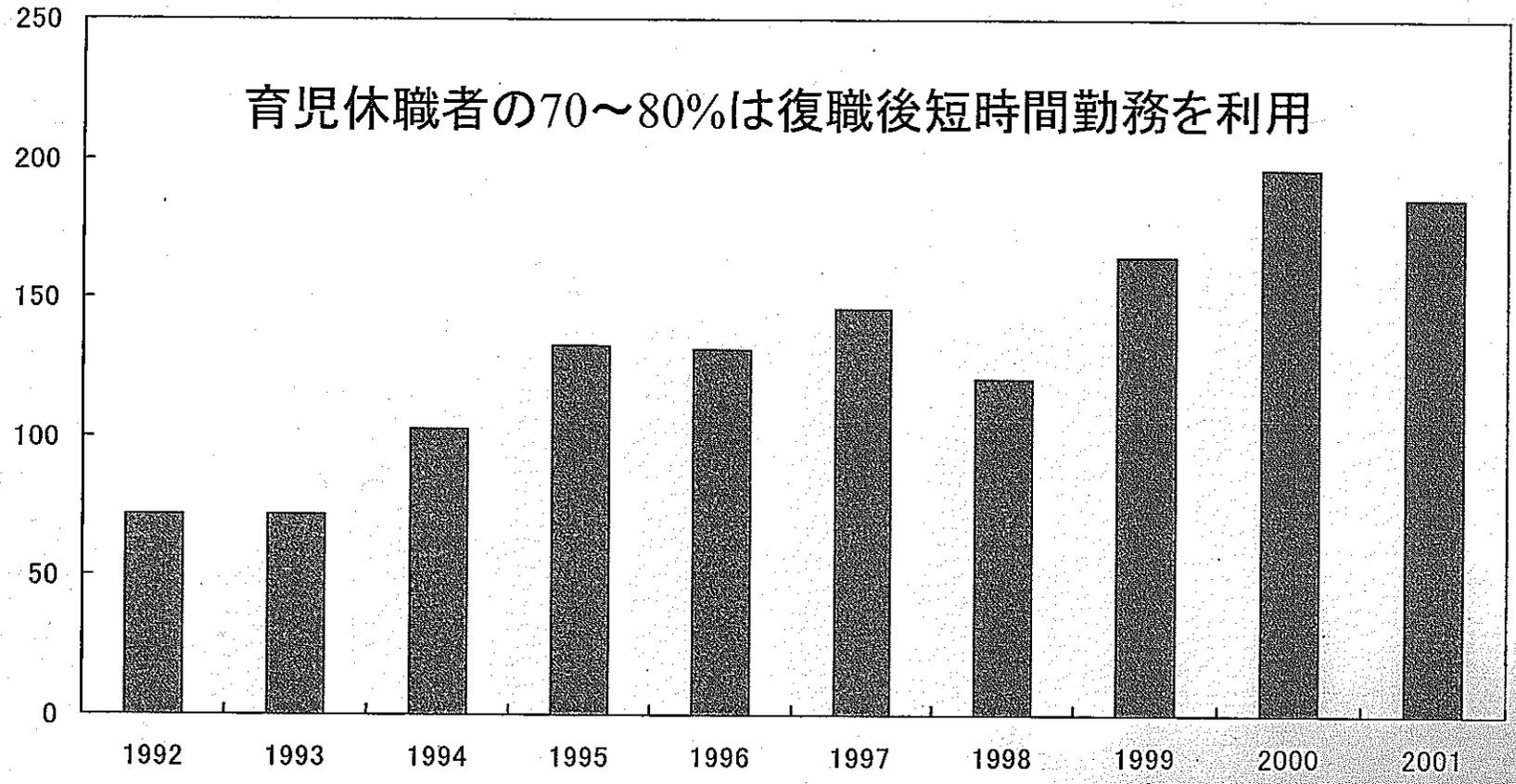


育児短時間勤務・年度別取得者



ファミリーフレンドリー休暇制度

◆ 取得目的

- ①本人の業務外の傷病のための療養、家族の看護
- ②配偶者が出産する場合（出産日から2週間以内）
- ③本人および家族のための健康診断、各種検査、
予防接種、人間ドック、その他疾病予防に関する場合
- ④家族の介護を行う場合
- ⑤授業参観、保護者会、PTA、運動会、個人面談等、
家族が修学する学校の行事全般
- ⑥会社が認めるボランティア活動に参加する場合

◆ 付与日数

年間付与日数 5日

その他の制度

◆在宅勤務制度

育児・介護を行う一定要件の従業員に対し、在宅勤務を認める。期間は短時間勤務と同様、育児は小学校就学の始期に達するまで、介護は介護事由が解消されるまで。

◆育児クーポン制度

小学3年生までの子を有する社員がベビーシッターの利用を必要とする場合、1,500円／回の割引を受けられる。